

佐倉市障害福祉関連情報集取扱いガイドライン

1. 目的

障害福祉に関する活動をしている団体（以下、「障害福祉関連団体」）のインターネット上での情報発信を支援するために、障害福祉課のホームページに「スポーツ・文化活動等」及び「団体・支援活動」の紹介ページを設け、障害福祉関連団体を紹介します。

2. 障害福祉関連団体の紹介方法

障害福祉関連団体の紹介は、内容に応じて「スポーツ・文化活動等」「団体・支援活動」のジャンルに分け、次の事項を団体情報として掲載することによって行います。障害福祉関連団体が当該団体のホームページやSNSへのリンクを希望する場合、団体名にそのページのURLへリンクを貼ることとします。（ホームページ・SNS双方へのリンクを希望する場合は、団体名にホームページURLへのリンクを貼り、紹介文の下部にSNSアカウントへのリンクを設けます。）

- ①団体名
- ②80字程度の紹介

なお、ジャンルの内容については、以下の通りとします。

A. 「スポーツ・文化活動等」

障害のあるの方でも参加できるスポーツや文化活動等を行っている団体の紹介

B. 「団体・支援活動」

A. に当てはまらない障害福祉関連団体の紹介（当事者団体、家族会、ボランティア活動など）

3. 掲載できる団体情報

次に掲げる条件を満たす団体情報を掲載します。

- ①障害福祉に関する団体であること。
- ②主な目的が、商用・営利ではないもの
- ③個人及び団体の誹謗・中傷など名誉を毀損しないもの
- ④公序良俗または法令に違反または違反するおそれがないもの
- ⑤政治・宗教活動の要素が含まれていないもの
- ⑥公職選挙法に抵触または抵触するおそれのないもの

- ⑦ホームページやSNSへリンクを貼る場合は、管理者が明確で、かつ接続確認ができるもの
- ⑧その他掲載に問題がないと判断されるもの

4. 責任

掲載した団体情報の内容について、佐倉市はいっさいの責任を負いません。
また、佐倉市がその団体を推薦していることではありません。

5. 掲載手続き

本ガイドラインにご同意いただいた上で掲載をご希望される団体は、別紙「申請フォーム」に下記必要項目を記入し、佐倉市障害福祉課宛にメールにてお申し込みください。（障害福祉課のメールアドレスは、申請フォームに記載されています。）

6. 必要項目

- ①団体名
- ②担当者名
- ③連絡先メールアドレス
- ④紹介文（全角 80 文字以内）
- ⑤ホームページタイトル※ホームページ掲載希望の場合のみ
- ⑥ホームページ URL ※ホームページ掲載希望の場合のみ
- ⑦SNSの種類・アカウント名※SNS掲載希望の場合のみ

（注意）必要項目の記載内容に不備または虚偽の報告があった場合は、掲載及びリンクはできません。

「スポーツ・文化活動等」「団体・支援活動」のいずれに掲載するかは、ホームページ等の内容を確認後、障害福祉課で判断いたします。

7. 掲載申請後の流れ

団体情報の内容を確認します。（ホームページやSNSへのリンクを希望する場合は、接続も確認いたします。）確認後、条件を満たしていて問題がない場合、掲載及びリンク設定後に申込者（担当者）へメールで連絡します。

なお、掲載が不可であった場合もメールで連絡します。

8. 掲載事項、連絡先、リンク等の変更

障害福祉ホームページで紹介された団体情報について、掲載事項、連絡先、リンク先 URL 等に変更があった場合、団体の担当者は速やかに障害福祉課ホームページ担当あてに電子メールで報告する義務を負うものとします。

リンク切れの上、担当者との連絡が取れない場合はリンクを解除します。

9. 掲載の削除

掲載後でも、上記で紹介できるホームページ等の条件に適合しないと障害福祉課が判断した場合は、掲載した紹介やリンクを削除します。